

岡垣町観光魅力づくり補助金実施要綱 概要

1. 制度の目的

岡垣町観光協会の会員が実施する、独自性かつ新規性があり町の観光振興や誘客促進、魅力向上につながる事業に対し支援を行うもの

2. 交付要件

(1) 交付対象者

- ・岡垣町観光協会の正会員または正会員で構成されるグループであること

(2) 交付対象事業

- ・地域の特性や地域資源を活かしたイベント・ツアー等であり、町の交流人口や観光消費額の増加を図る取組であること
- ・幅広く地域へ誘客できるイベントや町の魅力をPRできる観光商品・コンテンツであること
- ・地域全体への経済波及効果が期待できる事業であること
- ・実施体制やスケジュールなどが計画性のある事業であること
- ・予算が具体的かつ合理的であり、実現可能な事業であること
- ・継続性のある事業であること
- ・ほかの補助金の対象となっている事業ではないこと
- ・3月31日までに事業を終了する単年度事業であること
- ・事業終了後の事業評価で、翌年度以降も同じ事業を展開することで、さらに事業の効果が得られると認められたもの。ただし、初年度を含め2か年に限る

3. 交付金額

(1) 補助対象経費

補助対象経費	補助対象となるもの
報償費（謝金）	事業を行うために必要な報償費
旅費	事業開催に必要な旅費
需用費	事業を行うために必要な物品、チラシ及びポスターの印刷代など
役務費	事業を行うために必要な通信費、広告料、手数料、火災保険料など
使用料及び賃借料	事業に直接関係する会場使用料など

(2) 交付金額

- ・新規事業 対象経費の2/3以内（上限：400千円）※千円未満切り捨て
- ・継続事業 対象経費の1/2以内（上限：200千円）※千円未満切り捨て

4. 事業の採択について

審査委員会を設置し、提案事業審査表を基に審査を行う。

なお、採択は予算の範囲内とし、採択基準点数を超える事業が複数ある場合の取扱いは別途定める。

5. 提出書類

- ・企画提案書（様式第1号）
- ・収支予算書（様式第2号）
- ・事業計画書（様式第3号）
- ・その他必要な書類

を岡垣町観光協会に申請期日（令和7年5月31日）までに提出

6. 事業スケジュール （令和7年度）

時期	内容
令和7年4月上旬	募集開始
5月下旬	提案書提出締め切り
6月上旬	審査委員会で選考・決定
6月中旬	審査結果通知
6月下旬～令和8年3月	事業実施
事業終了後	事業報告書提出
事業報告の審査後	補助金交付